

重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、利用者のサービス選択のために、社会福祉法第 76 条及び児童福祉法に基づき指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める法令の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

社会福祉法人 松風会
保育所等訪問支援事業所 デイきらり

1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 松風会
代表者氏名	理事長 蒲池興照
法人所在地 (連絡先)	島原市有明町大三東甲2150番地 0957-68-1161
法人設立年月日	昭和35年5月19日

2 サービスを提供する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイきらり
サービスの 主たる対象者	知的障害のある児童
事業所番号	保育所等訪問支援事業 号(令和 年 月 日指定)
管理者	池田奈美
児童発達支援 管理責任者	池田奈美
事業所所在地	長崎県島原市有明町大三東甲2150番地
連絡先 相談担当者名	0957-68-1161 担当:池田奈美
事業所の通常の 事業実施地域	島原市、雲仙市国見町、南島原市深江町の全域
事業所が行なう 他のサービス	生活介護事業 4210300259号(平成23年4月1日指定) 放課後等デイサービス事業 号(令和5年4月1日指定)
開設年月日	令和5年4月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	事業所を利用する障害児(以下、「利用者」という。)及びその利用者に係る通所給付決定保護者(以下、「保護者」という。)等の意思及び人格を尊重し、適切な保育所等訪問支援事業を提供することを目的とする。
運営方針	利用者が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとする。関係法令等を遵守し、法人が掲げる「安心と喜び」の理念に基づき事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日とする。 ただし、8月14日から16日、12月29日から1月3日までと国民の祝日及び国民の休日を除く。
営業時間	8時から17時までとする。

(5) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	営業日と同じ
サービス提供時間	午前9時から午後4時まで

3 事業所設備の概要

設備種類	室数	備考
事務室	1室	支援施設と兼用
相談室	1室	支援施設と兼用
洗面所	1か所	
便所	2か所	

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職種	職務内容
管理者	職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定保育所等訪問支援事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	利用者の児童発達支援計画の作成、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行います。
訪問支援員	利用者に対して、訪問等による支援を行います。
事務員	必要な事務を行います。

(2) 職員配置

職種	常勤	非常勤	備考
管理者	1名		放課後等デイサービス事業と兼務
児童発達支援管理責任者	1名		放課後等デイサービス事業と兼務
訪問支援員	3名		放課後等デイサービス事業と兼務
事務員	1名		支援施設等と兼務

(3) 勤務体系

職 種	勤 務 体 系
管 理 者	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)で勤務
児童発達支援管理責任者	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)で勤務
訪 問 支 援 員	普通勤務(8:00~17:00) 遅出勤務(9:30~18:30)
事 務 員	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)で勤務

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

保育所等訪問支援計画に基づき、下記のサービスを提供します。「保育所等訪問支援計画」は、市町村が決定した通所給付費の「支給量」(「受給者証」に記載してあります。)と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「保育所等訪問支援計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

<サービス内容>

(ア) 障害児本人に対する支援(集団生活の適応のための専門的な支援)

(イ) 訪問先施設の保育士等に対する支援(支援方法等の指導)

(2) サービス料金

介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち 9 割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費・訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 保育所等訪問支援サービス費について事業者が代理受領を行わない(通所給付決定保護者が償還払いを希望する)場合は、保育所等訪問支援サービス費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に保育所等訪問支援サービス費の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

6 その他の費用について

内 容	料 金
通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供したときに要した交通費	通常の事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、1kmあたり20円を乗じて得た額

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (1) 現金支払い (2) 指定口座からの自動振替 (3) 事業者指定口座への振り込み お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡しますので、保管をお願いします。また、児童通所給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡しますので、必ず保管をお願いします。
-----------------------	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 保育所等訪問支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向に配慮しながら「保育所等訪問支援計画」を作成します。作成した「保育所等訪問支援計画」については、案の段階で通所給付決定保護者及び障害児に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 保育所等訪問支援計画の変更等

「保育所等訪問支援計画」は、障害児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止及び身体拘束適正化について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待の防止及び身体拘束適正化に関する責任者を選定しています。

虐待の防止及び身体拘束適正化に関する責任者	清華学園支援係長 酒井和博
-----------------------	---------------

② 苦情解決体制を整備しています。

③ 従業者に対する虐待の防止及び身体拘束適正化を啓発・普及するための研修を実施しています。

④ 虐待の防止及び身体拘束適正化を設置・開催しています。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

事業所及び職員は、サービスを提供するにあたり知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

もできます。

第三者委員氏名・連絡先 松風会監事 中山勝美 (0957-62-2855)
第三者委員氏名・連絡先 松風会監事 本田裕章 (0957-62-3924)

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① サービス開始時に苦情解決制度の説明を行うと共に、制度の概要を掲示し周知徹底を図ります。
- ② 苦情受付箱を設置し、苦情の申し立てがし易いように配慮します。
- ③ 苦情の申し立てには速やかに対応し、誠意をもって話し合い、円滑な解決に努めます。
- ④ 苦情を解決した後、解決に至った経緯等を申立人に報告します。

苦情解決責任者: 清華学園施設長

苦情解決受付者: デイきりり管理者

(3) 相談窓口

【事業者の窓口】	所在地 島原市有明町大三東甲 2150 番地 電話番号 0957-68-1161 受付時間 午前9時から午後4時 受付担当 管理者 池田奈美
【市町村の窓口】	所在地 島原市上の町537 電話番号 0957-63-1111 受付時間 開庁時間内

15 心身の状況の把握

保育所等訪問支援サービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

16 他の指定通所支援事業者等との連携

保育所等訪問支援サービスの提供に当り、大阪府、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

17 サービス提供の記録

- ① 保育所等訪問支援サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとします。
- ② 保育所等訪問支援サービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定保護者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、障害者又はその家族は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

18 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

利用予定について	利用前月20日までに次月利用予定表を事業所へ連絡し利用の旨を申し込みください。
変更または中止について	利用予定日時の変更又は中止があった場合、利用前日までに事業所へ連絡をお願いします。(急病等救急を要するものに対してはこの限りではありません。)
宗教活動・政治活動 営利活動	児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、事業所の職員、他の児童及びその保護者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

19 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

重要事項説明書の内容について通所給付決定保護者に説明を行いました。

事業者	所在地	長崎県島原市有明町大三東甲2150番地
	法人名	社会福祉法人 松風会
	代表者名	理事長 蒲池興照 印
	事業所名	デイきらり
	説明者氏名	管理者 池田奈美 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用申込者 (通所給付決定 保護者)	住所	
	氏名	印
	続柄	
利用者(児童)氏名		

代理人	住所	
	氏名	印